

2. 弁明書及び弁明の機会について

平成 24 年 9 月 3 日理事会にて資格停止処分を決議、その後、樋口悦夫氏より平成 24 年 10 月 18 日付けにて弁明書が送付されましたが、弁明になつてない為に、平成 24 年 11 月 9 日付けにて 1 年資格停止処分になりました。資格停止処分の理由は、(1)昇段申請(2)WTF 以外の団体への加盟について資格処分が決定しましたが、(1)については、上記の内容になります。

(2) WTF 以外の団体への加盟は、ア. 条理で一般に、上部団体に加盟しているスポーツ競技団体及びその下部組織は、特段の事情が無い限り、他の上部団体に加盟することが許されることは、スポーツ競技団体一般に通ずる条理であるものと解されます。そして、平成 23 年 12 月 10 日開催の総会において、「本協会は WTF の加盟団体であるので、他の団体に加盟することは禁止されている」旨報告されたのは、上記条理について念のため表明したもので。イ. それにもかかわらず、貴殿は、平成 24 年 5 月ころ、本協会に無断で WTFD に加盟し、上記条理に違反したものです。

これにより資格停止処分になつていますが、資格停止中にも反省する事も無く、インターネットや文章にて公益社団法人全日本テコンドー協会の批判を繰り返し、マスコミ・JOC・文部科学省にて文章を郵送して、自分の間違いの正当性を訴えています。その結果、平成 25 年 3 月 24 日午後 13 時からの総会にて弁明の機会を与えましたが、平成 24 年 10 月 8 日付けの同じ内容の弁明書を FAX にて送り、弁明の機会を欠席した為に総会にて樋口悦夫氏の除名の決議となりました。

上記の流が公益社団法人全日本テコンドー協会の樋口悦夫氏の資格停止から除名になった経過です。

- ① 昇段申請の現在の熊本県テコンドー協会の現状は、個人登録者より、有段者は約 50 名ですが、2010 年 7 月 20 日(2 名)・2011 年 6 月 20 日(2 名)付けの 4 名だけは、本協会を経由で申請していますが、他の有段者は本協会を通じなく申請されている可能性があります。昇段の件は「指導者の違反にて本協会を通さず国技院から段位証を取得した選手は、何等悪意の無い場合の選手の保護として、国内での通常決定している金額から国技院に収める金額を差引し、金額を納入すれば、公益社団法人全日本テコンドー協会の主催の大会等に参加できる事とする。」となっています。初段申請料 21,000 円(内訳 5000 円審査料・5000 円県協会)にて県協会に返納しているのが現状です。残り、11,000 円が本協会に納入される金額で、その内、国技院に支払う段申請料があります。2 段申請料も 23,000 円で内訳は初段と同じように県協会に返納が合計 10,000 円あります。この段申請も本協会を通すようになったのも各都道府県協会指導員にて初段を 50,000 円・100,000 円の申請料を取得している事が分かり、選手保護及び統括する意味で、平成 19 年 3 月 31 日から始まったのが経過です。
- ② WTF 以外の団体への加盟の件は、加盟して他の団体に所属してテコンドーをする事は、問題ありませんが、公益社団法人全日本テコンドー協会は世界テコンドー連盟(WTF)所属で下部組織に所属しています。当然、本協会の所属であれば、本協会の下部組織なので世界テコンドー連盟(WTF)でテコンドーを遣っていく事が条理にあります。WTF 以外の団体への加盟は、今後、本協会主催の大会や WTF 主催の国際大会等には参加できない結果になっていくので注意して下さい。その時は、公益社団法人全日本テコンドー協会の県協会を解散して、WTF 以外の団体への加盟の県協会を立ち上げて下さい。

※以上のように皆様方の段位経由を確認して、5月末までに熊本県テコンドー協会の代表者から報告下さい。6月末までの本年度の個人登録までに間に合うように注意して下さい。

そして公益社団法人全日本テコンドー協会所属の熊本県テコンドー協会は、上部団体決定事項の上記の樋口悦夫氏の除名者との関わりを全てたって県協会の所属になります。除名者との関わりは、本協会は許すことは出来ません。現在の県協会を解散して新たに WTF 以外の所属団体として立ち上げて下さい。もし、解散届けを提出するのであれば書面にて行って下さい。厳しい処分だと思いますが、これが、除名処分になります。ご理解の程、お願ひします。

以 上

熊本県協会個人登録会員 殿
熊本県テコンドー協会 理事・役員 殿
熊本県テコンドー協会 事務局 殿

平成 25 年 5 月 15 日
公益社団法人 全日本テコンドー協会
専務理事 別府 清和
(公印省略)

前 熊本県テコンドー協会 会長兼正会員 橋口悦夫氏 除名及び段位証確認の件

拝啓 新緑の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、前 熊本県テコンドー協会 会長兼正会員 橋口悦夫氏 除名の件につきまして平成 25 年 3 月 24 日の総会にて決議されました。

下記理由にて決議されましたので、報告します。

記

《 資格停止処分及び除名事由 》

(1) 資格停止処分

貴殿は、平成 24 年 11 月 16 日付け理事会において、賞罰規程第 5 条ないし第 7 条に従い、次の事由等により、1 年間の資格停止処分に付する決議をされました。

「① 平成 19 年 3 月 31 日開催の理事会において、『昇段申請は、本協会を通して国技院にする』旨決議されているにもかかわらず、貴殿は、『平成 24 年 6 月 20 日付け国技院長による 1 段の昇段審査合格証書』に係る昇段申請について、本協会を通さずに昇段申請を行い、上記理事会決議に違反した。」

(2) 無断申請等

上記資格停止処分後、貴殿が、平成 19 年 3 月 31 日付け理事会後に、多数回にわたり、本協会を通さずに国技院に昇段申請を行っていたことが判明しました。

(3) 名簿提出要求の無視

そこで、当協会賞罰委員長は、貴殿に対し、平成 24 年 12 月 27 日及び平成 25 年 1 月 23 日付で、上記無断申請に係る名簿提出を求めましたが、貴殿はこれに回答しませんでした。

(4) 国技院に対する請願書提出

さらに、貴殿は、国技院に対し、平成 25 年 2 月 8 日付で、上記資格停止に係る通報をしました。

そのため、国技院より当協会に対し、上記通報に係る事実関係の問合せがあり、当協会は、その対応に追われました。

(5) 資格停止中の行動

貴殿は、インターネットのコラム「体罰問題について考える NO. 2 」において、自らが行った違反行為を正当化するため、事実に反する当協会批判をしている等、全く反省がみられません。

1. 上記(1)の昇段審査に関する事項

再度、平成 23 年 12 月 10 日の平成 23 年度第 2 回総会で決議にて「再確認として、昇段については本協会を通し、国技院に申請すること。本協会を通さずに申請を行った者については厳罰に対処していく。このような違反について今まで既にわかっている内容については処罰の対象とし、さらに本日より違反した者を厳格に処罰していくことで一致した。」と決議され、総会の議事録に掲載されている文章です。